

障害福祉サービスをご利用の方へ

令和3年11月現在

<障害福祉サービスとは>

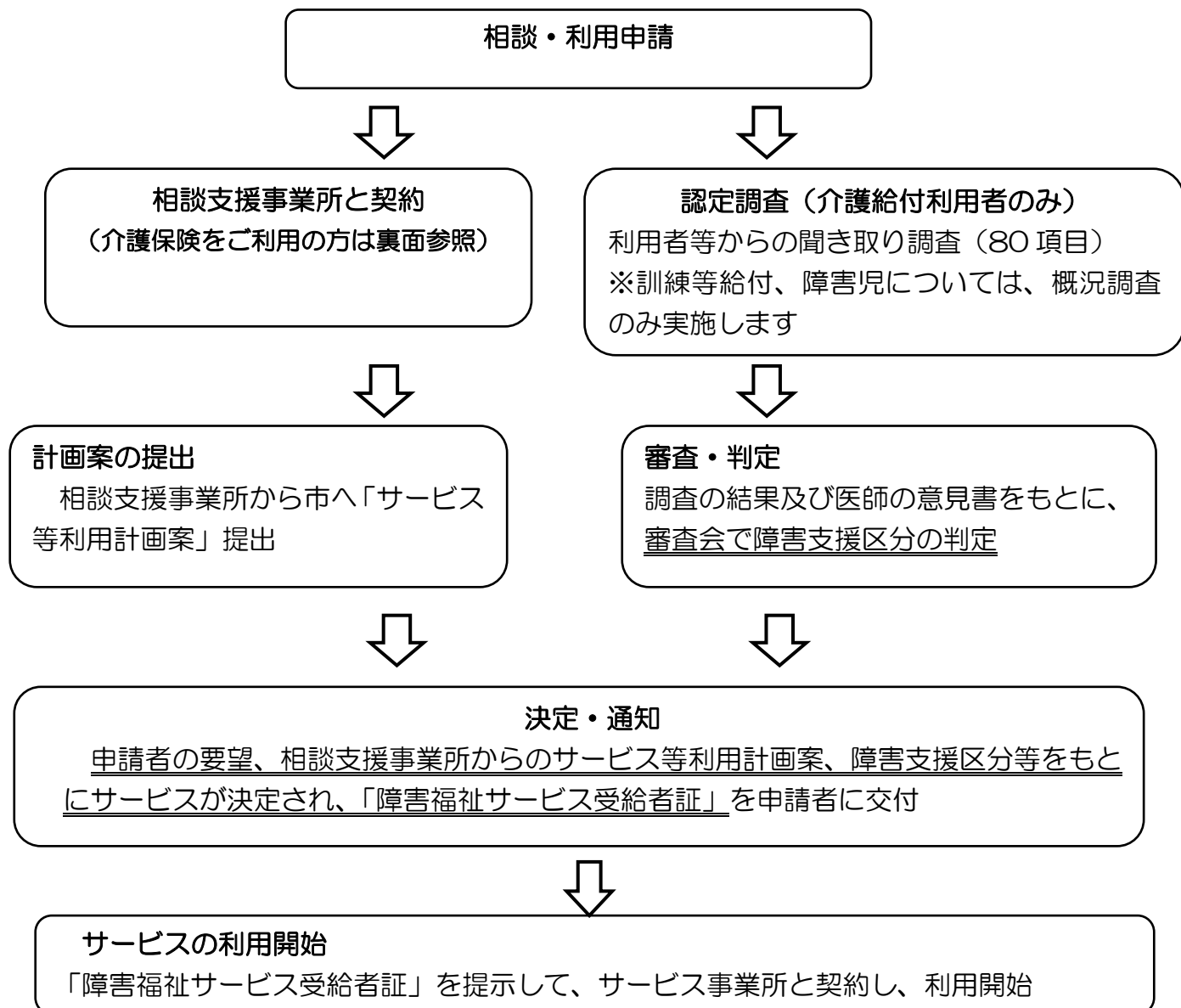
障害福祉サービスには、介護の支援を受けるための介護給付、訓練等の支援を受けるための訓練等給付に分類されています。

<利用方法>

利用を希望する場合は、朝霞市障害福祉課へ支給申請を行い、介護給付費・訓練等給付費の支給決定を受ける必要があります。18歳以上の方で介護給付費を利用するにあたっては、障害支援区分の取得が必要となります。

また、介護給付及び訓練等給付の支給後、相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画書」の提出も必要になります。

なお、事業者に代わり、本人や家族、支援者等がセルフプランを作成することも可能です。



<申請に必要なもの>

- ① 「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担減免額・免除申請書」
- ② 「計画相談費支援給付費支給申請書」（介護ケアプラン・セルフプランの場合は不要です）
※介護保険対象者につきましては、介護ケアプランのご提出が必要です
※セルフプランに基づく支給の場合はセルフプランの作成が必要です。
- ③ 個人番号確認および身元確認ができる書類（別紙参照）
※本人が申請する場合（個人番号確認および身元確認が必要となります。）
※代理人が申請する場合（個人番号確認および身元確認の他、代理権の確認が必要となります。）

利用者負担

サービス費用の原則 1 割が自己負担となります。

※以下の軽減措置があり、所得に応じた上限額があります。

障害者総合支援法の自己負担の表						
障害福祉サービス区分	年齢等の区分	生活保護・ 市民税非課税	所得割額が 16 万円未満	所得割額が 28 万円未満	所得割額が 46 万円未満	所得割額が 46 万円超
居宅	障害者	0 円	9,300 円	37,200 円	37,200 円	37,200 円
居宅	障害児	0 円	4,600 円	4,600 円	37,200 円	37,200 円
入所施設	障害者(20 歳以上)	0 円	37,200 円	37,200 円	37,200 円	37,200 円
入所施設	障害者(20 歳未 満) 障害児	0 円	9,300 円	9,300 円	37,200 円	37,200 円

※複数のサービス事業所を利用し、利用者負担額が負担上限額を超えることが予測される場合は、サービス提供事業所間での利用者負担額の調整を行うこととなります。

そのため「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」が必要になるため、障害福祉課までご相談ください。

サービス等利用計画

サービス等利用計画は、利用者の障害の状態や日常生活の状況等から、必要な支援をコーディネートし、計画的・継続的に支援を行っていくものです。そのサービス等利用計画は、指定特定相談支援事業所が作成します。また、事業所に代わり、ご本人やご家族、支援者等が計画（セルフプラン）を作成することも可能です。なお、計画作成の際に、利用者が負担する費用はありません。
※市外の相談支援事業所でも作成可能です。

※介護保険をご利用の方へ

介護保険の対象者の方については、障害福祉サービスよりも介護保険の制度が優先されます。介護保険の対象者の方で、障害福祉サービスをご利用希望の場合、介護保険超過分や障害福祉サービス特有のサービスのみご利用いただけます。申請に当たりますは、障害福祉サービスを含めたケアプランをご提出してください。ただし、障害福祉サービス特有のサービスを利用している等、ケアプランと併せてサービス等利用計画の作成が必要と認められる方については、作成対象とする場合があります。なお、ケアプランの内容として、介護保険の超過により障害福祉サービスをどの程度利用する意向であるのかが明記されたものをお願いします。

例) サービス利用表別表に基準を超える単位数が記入されているものや、支援計画表に「超過分は障害福祉サービスとして身体介護 10 時間利用」など明記されているもの。

サービスについて

① 訪問系サービス：在宅や施設に通所して利用できるサービスです。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴や排泄、食事の介護を行います。区分1以上。 (対象者：自宅で介護が必要な方)
	重度訪問介護	重度の障害のある方を対象に、自宅において入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援など、総合的に支援を行います。 障害区分4以上、諸条件あり。 (例) 重度の肢体不自由者で常に介護が必要な方等
	同行援護	視覚障害のある方を対象に、外出の同行および外出時に必要となる支援を行います。 身体介護有：区分2以上。 身体介護無：区分なしで利用可。
	重度障害者等 包括支援	居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。区分6。 (例) 寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い方
	行動援護	重度の知的または精神障害があり、外出時等において、危険を回避するために必要な支援を行います。 区分3以上、諸条件あり。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 区分1以上。

② 日中活動系サービス：施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 (例) 長期の入院による医療ケアと常時介護を必要とする方
	生活介護	日中、入浴・排泄・食事の介護などを行うとともに、創作的活動を提供します。区分3以上。 (例) 常に介護が必要な人
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会活動ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 (例) 地域生活を営むために必要な訓練を希望する人
	就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(例) 一般企業への就労を希望する人
	就労継続支援 A・B	福祉的就労により、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(例) 一般企業での就労が困難な人
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害ある方の就労に伴う支援として、事業所・家族への連絡調整等の支援を行います。

③ 居住系サービス：入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。(対象者：夜間において介護が必要な人、通所では自立訓練や就労移行支援の利用が困難な人など)
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方が地域生活を営むために、巡回訪問や関係機関との連絡調整等の支援を行います。

④ 地域移行・定着支援：施設等から地域への移行・定着を促進する支援を行います。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
地域相談支援給付	地域移行支援	施設や病院に長期入所等していた方が地域での生活に移行するための相談やその他の必要な支援を行います。
地域相談支援給付	地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に、緊急時における連絡、相談、その他の必要な支援を行います。

<お問い合わせ先> 朝霞市役所 障害福祉課 (12番窓口)
 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1
 TEL 048-463-1598 FAX 048-463-1025